

上板町立中学校における部活動の在り方に関する方針

1 本方針策定の趣旨等

(1) 部活動の意義

- ① 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を持つ。
- ② 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- ③ 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

(2) 部活動の位置付け

- ・中学校学習指導要領（平成29年3月公示）第1章－第5－1－ウ

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(3) 部活動の現状と課題

- ① 今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、各種の部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- ② 生徒が生涯にわたって心豊かなライフワークを実現するための資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた文化活動やスポーツ活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

(4) 本方針策定の趣旨

上板町立中学校においては、上記のような「部活動の意義」や「部活動の現状と課題」を踏まえ、運動部のみならず、文化部を含むすべての部活動を学校教育の一環として捉え、教育課程との関連を図りながら取り組むことによって大きな成果を上げてきた。

平成30年3月スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、その「前文」において、部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘している。そのような現状を鑑み、国の「ガイドライン」が策定され、学校設置者

に対しても、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められている。本町においても、これを受け、ガイドラインに則りながら、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して「上板町立中学校における部活動の在り方に関する方針」を定めることとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 町教委は「運動部活動の在り方に関する方針」（徳島県教育委員会）を参考に、「上板町立中学校における部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- ② 町教委は学校において各種部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。
- ③ 校長は、上板町の部活動運営方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を各学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ④ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）等を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 町教委は各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を学校に配置する。
なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービスを遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ② 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ③ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑤ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑥ 県教委・町教委は部活動顧問を対象とするスポーツ・文化の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動指導指針」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。文化部の活動における指導についても、これを適用する。
- ② また町教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ③ 特に、運動部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

<学期中>

- ① 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
 - ・平日は少なくとも1日を休養日とする。
 - ・土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

<長期休業中>

- ① 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ② 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 活動時間の設定

<1日の活動時間>

- ① 平日は長くとも2時間程度とする。
- ② 学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- ③ できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
- ④ 早朝練習については、放課後の練習が、十分に確保できる場合は、原則として行わないこととする。

(3) 適切な休養日等の徹底

- ① 町教委は「上板立中学校における部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、「運動部活動の在り方に関する方針」(徳島県教育委員会)を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、学校の方針や運用に関し、適宜、支援及び指導・是正を

行う。

- ② 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、「上板町立中学校における部活動運営方針」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

※ 休養日及び活動時間等の設定においては、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考える。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境・文化活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ① 校長は、本県が、全国と同様に生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、中学2年生女子の1週間の運動時間が0分の割合が1割を超えていること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて、生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。
- ② 町教委は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域・保護者等の連携

- ① 県教委や町教委・校長は、生徒のスポーツ・文化における環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化活動団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツや文化の環境整備を進める。
- ② また、町教委や校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育や、スポーツ・文化における環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。
- ③ 町教委は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや文化活動に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 町教委は、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請すると共に、部活動が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- ② 校長は、徳島県中学校体育連盟・徳島県中学校文化連盟及び町教委が定める大会数の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。